

平成17年 第1回(定例) 壱岐市議会 会議録(第6日)

議事日程(第6号)

平成17年3月25日 午前10時00分開議

日程第1	議案第3号	平成16年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第4号	平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第5号	平成16年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第6号	平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第7号	平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第8号	平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第9号	平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第10号	平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第2号)	産業経済常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第11号	平成16年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第12号	土地取得の変更について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第13号	壱岐市総合計画基本構想の策定について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第14号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第15号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第16号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第17号	壱岐市特別会計条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第19号	壱岐市手数料条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第20号	壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第21号	壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第22号	沓岐市地域福祉基金条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第23号	沓岐市中山間ふるさと活性化基金条例の一部改正について	産業経済常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第24号	沓岐市立老人ホーム事業及び沓岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第25号	沓岐市農業振興機械使用に関する条例の一部改正について	産業経済常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第26号	沓岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第27号	沓岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第28号	沓岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第29号	沓岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第30号	沓岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第31号	平成17年度沓岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第32号	平成17年度沓岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第33号	平成17年度沓岐市老人保健特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第34号	平成17年度沓岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第35号	平成17年度沓岐市簡易水道事業特別会計予算	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第36号	平成17年度沓岐市下水道事業特別会計予算	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第37号	平成17年度沓岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第38号	平成17年度沓岐市三島航路事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第39号	平成17年度沓岐市農業機械銀行特別会計予算	産業経済常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第40号	平成17年度沓岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算	産業経済常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第41号	平成17年度沓岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第42号	平成17年度沓岐市水道事業会計予算	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第40	議案第43号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第44号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第45号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第46号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第47号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第48号	市道路線の廃止について	建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	陳情第1号	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情	総務常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第47	議案第49号	芦辺港ターミナル新築工事（本体工事）請負契約の締結について	議案説明・質疑 委員会付託 省略・本会議 可決
日程第48	同意第1号	教育委員会委員の任命について	議案説明・質疑 委員会付託 省略・本会議 同意
日程第49	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	議案説明・質疑 委員会付託 省略・本会議 了承
日程第50	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	議案説明・質疑 委員会付託 省略・本会議 了承
日程第51	原の辻遺跡に関する調査特別委員会中間報告		特別委員長 報告
日程第52	発議第1号	壱岐市議会の解散に関する決議	議案説明 無記名投票 否決
追加日程第53	委員会の閉会中の継続審査及び調査の件		原案のとおり 決定
追加日程第54	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第6号に同じ)

出席議員(60名)

1番	菊田 光孝君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	今西 徹也君

7番	平尾	典子君	8番	町田	正一君
9番	今西	菊乃君	10番	市山	和幸君
11番	田原	輝男君	12番	長島	清和君
13番	山下	澄夫君	14番	豊坂	敏文君
15番	富田	邦博君	16番	山下	正業君
17番	立石	和生君	18番	坂口健好志君	
19番	中村出征雄君		20番	橋本	早苗君
21番	立川	省司君	22番	鵜瀬	和博君
23番	中田	恭一君	24番	東谷	伸君
25番	馬場	忠裕君	26番	久間	進君
27番	小園	寛昭君	28番	眞弓	倉夫君
29番	大久保洪昭君		30番	山内	道夫君
31番	江川	漣君	32番	西村	勝人君
33番	大浦	利貞君	34番	榊原	伸君
35番	長岡	末大君	36番	酒井	昇君
37番	久間	初子君	38番	浦瀬	繁博君
39番	未永	浩君	40番	倉元	強弘君
41番	横山	重光君	43番	平畑	光君
44番	吉田	寛君	45番	吉富	忠臣君
46番	佐野	寛和君	48番	永田	實君
49番	森山	是蔵君	50番	山川	峯男君
51番	近藤	団一君	52番	牧永	護君
53番	品川	洋毅君	54番	長山	茂彌君
55番	川谷	力雄君	56番	赤木	英機君
57番	中村	瞳君	58番	入江	忠幸君
59番	立石	一郎君	60番	原田	武士君
61番	深見	忠生君	62番	瀬戸口和幸君	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君 事務局書記 松永 隆次君
事務局課長 山川 英敏君 事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	園田 省三君
産業経済部長	末永 榮幸君	建設部長	白川 武春君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	吉永 正司君
勝本支所長	鳥巢 修君	芦辺支所長	立石 勝治君
石田支所長	喜多 丈美君		
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長	(欠 席)	企画課長	山本 善勝君
合併プロジェクト室長			堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	(欠 席)
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	白石 廣信君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
農業委員会事務局長 ...	市山 保信君		
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	(欠 席)
文化財課長	山内 義夫君	代表監査委員	(欠 席)

午前10時00分開議

議長（瀬戸口和幸君） 皆さん、おはようございます。御報告いたします。

川添隆議員におかれましては、昨日3月24日午後10時18分に御逝去されました旨、連絡

を受けました。謹んで哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと思いますので、御唱和をお願いします。黙祷。

〔黙祷〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。お直りください。

ただいまの出席議員は57名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

議案審議の前に市長より地震災害等について報告をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許します。市長。

市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。去る3月20日、午前10時53分に発生をいたしました福岡県西方沖地震の被害状況について御報告を申し上げます。

福岡県西方沖を震源とする今回の地震は、壱岐市においても震度5強の強い揺れを観測をいたしまして、特に、東側海岸部を中心に市内各地で被害が出ております。

災害被害の状況でございますが、お手元に差し上げておりますが、3月24日午後5時現在で、負傷者が2名、住宅火災、これ全焼でございますが、1件、これについては原因について今、調査中でございます。建物の屋根がわらの落下が10件、水道管損傷が7件、梅ノ木ダム送水管亀裂が1件、岸壁亀裂等10件、これは印通寺港、芦辺漁港、八幡浦漁港、七湊漁港、山崎漁港などが被害が出ております。水産施設被害が5件、道路の亀裂1件、壁の落下、ひび割れ5件、ブロック塀の倒壊が1件、落石による建物損傷が2件、学校施設が3件、これは壁に亀裂が入ったものでございます。その他としましてと特養老人ホームの浄化槽の一部損傷など7件の計51件となっております。

また、水道水の濁りが芦辺町と石田町で発生をいたしました。原因は地震によるものと考えられます。復旧はしておりますが、市民の皆様に変御迷惑をおかけをいたしました。被害額につきましては、漁港施設で3,000万円、その他については現在、調査中でございます。被害に遭われました方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興をお祈り申し上げますのでございます。

また、災害復旧につきましては、市民生活への影響が最小限となるように早急に対応をするとともに、まだ余震が続いております。今回の大地震を教訓として、市民の安全、安心に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、被害状況について御報告といたします。

議長（瀬戸口和幸君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1．議案第3号～日程第46．陳情第1号

議長（瀬戸口和幸君） 議案審議を行います。日程第1、議案第3号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）から、日程第46、陳情第1号「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情についてまで、46件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について各委員長から報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、眞弓議員。

予算特別委員長（眞弓 倉夫君） 委員会審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

番号、件名、審査の結果の順で御報告申し上げます。

議案第3号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第31号平成17年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

なお、平成17年度壱岐市一般会計予算の中で、教育費中、石田スポーツセンター設計監理委託料の計上に関連しまして、今後大型事業の予算提案に関しては慎重な配慮を願いたい旨の意見が出されましたので、あわせて御報告をいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、長岡議員。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） おはようございます。それでは、当委員会に付託されました議案について報告を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第12号土地取得の変更について、審査の結果、原案可決。

議案第13号壱岐市総合計画基本構想の策定について、原案可決。

議案第14号壱岐市職員定数条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第17号壱岐市特別会計条例の一部改正について、原案可決。

議案第21号壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第29号壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第30号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、

原案可決。

議案第 4 3 号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第 4 4 号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案可決。

議案第 4 5 号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第 4 6 号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、原案可決。

議案第 4 7 号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、原案可決。

続きまして、本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 3 6 条の規定により報告します。

陳情第 1 号「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情、審査の結果、不採択。

なお、陳情第 1 号が不採択となった理由につきましては、委員会の皆さんの意見として、今日の社会情勢を考慮するとき、地方の実情も踏まえ、画一的な取り扱いについては問題があると思慮されるということであります。

報告を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長、品川議員。厚生常任委員長（品川 洋毅君） 委員会審査の報告を致します。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

議案第 4 号平成 1 6 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 5 号平成 1 6 年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 6 号平成 1 6 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 1 1 号平成 1 6 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 1 9 号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 0 号壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 2 号壱岐市地域福祉基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 4 号壱岐市立老人ホーム事業及び壱岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第 2 8 号壱岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備について、原案可決。

議案第 3 2 号平成 1 7 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 33 号平成 17 年度吉野市老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第 34 号平成 17 年度吉野市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 37 号平成 17 年度吉野市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第 38 号平成 17 年度吉野市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

議案第 41 号平成 17 年度吉野市病院事業会計予算、原案可決。

ここで条件ではありませんけれども、当委員会より特別養護老人ホームの増床の件につきまして、政治的に解決すべきではないかという意見が委員会の中に大半を占めたことを報告いたします。

終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長、牧永議員。

産業経済常任委員長（牧永 護君） 委員会審査の報告を致します。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告します。

議案第 10 号平成 16 年度吉野市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 23 号吉野市中山間ふるさと活性化基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第 25 号吉野市農業振興機械使用に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 39 号平成 17 年度吉野市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第 40 号平成 17 年度吉野市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算、原案可決。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長、永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 委員会審査の報告を致します。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告します。

議案第 7 号平成 16 年度吉野市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）、原案可決。

議案第 8 号平成 16 年度吉野市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 9 号平成 16 年度吉野市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 26 号吉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 27 号吉野市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 35 号平成 17 年度吉野市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 36 号平成 17 年度吉野市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第 42 号平成 17 年度吉野市水道事業会計予算、原案可決。

議案第 48 号市道路線の廃止について、原案可決。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第3号から陳情第1号まで、46件に対して一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げておきます。

質疑はありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 予算特別委員会の委員長報告の中で、石田体育館の審議の関連報告の中で、今後の工事については十分検討をするようにということでございましたが、私が気になりましたのは、石田町体育館よりも芦辺町体育館の方が建設年度が古くて、理事者に要請もされておったことは理事者の説明でわかったわけですが、この関係について委員会の審議の模様をお聞かせいただければ幸いです。

議長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員長、眞弓議員。

予算特別委員長（眞弓 倉夫君） ただいまの質疑に対しまして、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

審査につきましては、建設予算規模、そして、建設の概要、利用者の今後の動向、また、駐車場等の確保についていろいろと問題提起がございまして、各委員より熱心な質疑、あるいは理事者側よりも合併当初の旧4町の均衡ある発展といいますか、そうした観点からも建設をしたいという発言がございました。そうしたことで熱心かつ慎重に審議を行い、平成17年度一般会計予算につきましては、23日でしたか、17名の委員、欠席2名ではございましたが、全会一致をもって可決をされました。そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思います。

芦辺の関係につきましても、今後の事業として計画の中に入れるということになっております。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。21番、立川議員。

議員（21番 立川 省司君） 建設委員長にお尋ねをいたします。

第26号、27号、上水道事業及び簡易水道の一部を統合する問題について、委員会の中でどのような審議をなされたか、事業形態の違うこの2つをどういうふうに統合するのか、その辺の審議はどういった審議をされたのか、お尋ねをいたしたい。

議長（瀬戸口和幸君） 建設常任委員長、永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 立川議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

26号、27号については条例の一部改正でございましたので、その統合的な審査、そういう事態には触れておりません。条例の一部改正ということで原案可決になったようなわけでございますので。

以上、報告いたします。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、議案第3号から陳情第1号まで、46件に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第3号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第3号平成16年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第4号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成16年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号平成16年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第5号平成16年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第6号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第8号平成16年度壱岐市下水道事業

特別会計補正予算（第3号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第10号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成16年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号平成16年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第11号平成16年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号土地取得の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号土地取得の変更について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第12号土地取得の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市総合計画基本構想の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号壱岐市総合計画基本構想の策定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第13号壱岐市総合計画基本構想の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市職員定数条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号壱岐市職員定数条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第14号壱岐市職員定数条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第15号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第16号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市特別会計条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号壱岐市特別会計条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第17号壱岐市特別会計条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号壱岐市手数料条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号壱岐

市手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第19号壱岐市手数料条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第20号壱岐市老人福祉施設整備基金条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第21号壱岐市ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市地域福祉基金条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号壱岐市地域福祉基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第22号壱岐市地域福祉基金条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号壱岐市中山間ふるさと活性化基金条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号壱岐市中山間ふるさと活性化基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第23号壱岐市中山間ふるさと活性化基金条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号壱岐市立老人ホーム事業及び壱岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号壱岐市立老人ホーム事業及び壱岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第24号壱岐市立老人ホーム事業及び壱岐市立特別養護老人ホーム事業財政調整基金条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号壱岐市農業振興機械使用に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号壱岐市農業振興機械使用に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第25号壱岐市農業振興機械使用に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第26号壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第27号壱岐市簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号壱岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号壱岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第28号壱岐公立病院の移転新築及び名称変更に伴う関係条例の整備については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第29号壱岐市消防団の設置等に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第30号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

午前10時53分休憩

.....
午前11時06分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

川谷議員から採決の際、起立が困難ということで、挙手でいたいという申し出がっておりますが、御了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） ありがとうございます。では、川谷議員、その旨よろしく願います。

次に、議案第31号平成17年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号平成17年度壱岐市一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第31号平成17年度壱岐市一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第32号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成17年度壱岐市老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号平成17年度壱岐市老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第33号平成17年度壱岐市老人保健特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第34号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第35号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第36号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第37号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第38号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第39号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第40号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成17年度壱岐市病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号平成17年度壱岐市病院事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第41号平成17年度壱岐市病院事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成17年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号平成17年度壱岐市水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第42号平成17年度壱岐市水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第43号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第44号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第45号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第46号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については委員長の報告のとおり

り可決されました。

次に、議案第47号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第47号長崎県市町村土地開発公社定款の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号市道路線の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号市道路線の廃止については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第48号市道路線の廃止については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情については、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立少数です。したがって、陳情第1号「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情については不採択とすることに決定しました。

・ ・

日程第47・議案第49号～日程第50・諮問第2号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第47、議案第49号芦辺港ターミナルビル新築工事（本体

工事)請負契約の締結についてから、日程第50、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてまで、本日送付されました4件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。産業経済部長。

産業経済部長(末永 榮幸君) 議案第49号について御説明を申し上げます。

議案第49号芦辺港ターミナルビル新築工事(本体工事)請負契約の締結について、芦辺港ターミナルビル新築工事(本体工事)請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。平成17年3月25日提出、壱岐市長。

1、契約の目的、芦辺港ターミナルビル新築工事(本体工事)でございます。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、2億7,825万円也。4、契約の相手方、なかはら・岡本特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社なかはら、代表取締役野見山茂生でございます。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

資料の説明をいたします。

工事内容でございますけれども、船舶離発着施設の建物でございます。鉄筋コンクリート、地上2階建て、1棟でございます。敷地面積が1,624平米、建築面積724平米、延べ床面積が1,256平米でございます。工期は、契約発行の日から平成17年3月31日でございますが、この契約は仮契約の工期でございます。本予算の議決をいただきましたので、繰越明許の手続を経るものでございまして、契約の変更承認を得た後に契約工期の変更申し込みをいたしまして本契約といたします。その場合の工期が18年2月末までと変更をする予定でございます。この工期の変更につきましては、説明資料内容事項でございますので、議会の議決の必要がないということになります。議会の議決の必要を生じる場合は、表の議案の部分の変更となった場合は、議会の議決を変更とするようになります。それから、3項目といたしましては、入札状況は下記のとおりでございます。

それでは、次の資料を若干補足説明をいたしたいと思っております。

芦辺港のターミナルビル新築(本体工事)という折り込みの資料をお開きください。位置は着色をいたしております。赤い部分が船舶離発着施設の1棟、ここがターミナルビルの建設用地でございます。

施行の経過につきましては、右側にお示しをいたしております。施行年度と事業内容をお示しをいたしております。14年から17年度までの工事内容でございます。このうち補助対象となる部分について御説明を申し上げますと、15年度分の下側の欄、ターミナルビル本体設計委託、これが補助対象の部分でございます。それから、16年度に入りまして設計積算業務委託、この部分が補助対象でございます。

それから、3つほど下がりにましてボーディングブリッジ設計委託、ここからずっと下まで本体工事設計管理委託までが補助対象でございます。これから5つの欄が補助対象でございます。17年度2つが全部補助対象でございます。

それから、次のページをお開きください。

次のページが1階の平面図の概略でございます。この1階の部分の床面積は559.3平米、坪数に直しますと169.2坪ということになります。1階の概略の施設名称でございますが、売店が3店舗、そして、事務所が発券場所を含めて九州郵船の代理店と大川海運物産株式会社のテナントを一応考えております。そして、貨物置場を配置をいたしております。

そして、この基礎工事でございますけれども、基礎工事はケーシング分離オーガ方式ということございまして、27メートルのくいを70本を打ち込むということになっております。オーガですので、ボーリング機械の大きいやつでくりぬきまして、その中に型鉄筋を入れましてコンクリートを導入するというオーガ方式でございます。

それから、バリアフリーにつきましては、玄関から入りまして横にエレベーターを設置をいたしております。このエレベーターの内容は15人乗りのエレベーターでございまして、苓岐市内では民間の部分も含めて一番大きいエレベーターになります。車いすが対応するというところにいたしております、車いすがエレベーターの中でも自由に転換できると、回転できるということにいたしております。

それから、次のページをお開きください。

2階部分の面積で、平面図でございます。2階部分が待合室になりまして、この部分から船へ、ボーディングブリッジへ乗り込むということになっております。2階の面積が637.65平米、坪数に直しますと192.9坪になります。

そして、その次のページが姿図でございます。東西南北の立面図でございます。この建物の高さでございますが、ボーディングブリッジがつきますので、高くなります。2階のボーディングブリッジの高さの位置が7メートルという部分に設置するということになります。外壁仕上げがモルタル吹きつけ仕上げになっております。

それから、耐震、台風の震度対応になっておりますが、震度7までの対応の設計となっております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 同意第1号教育委員会委員の任命について、苓岐市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求め。平成17年3月25日提出、苓岐市長長田徹。

記。住所、長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触594番地。氏名、西谷徳道（昭和24年4月10日生）。

提案理由、壱岐市教育委員会委員西谷徳道氏が平成17年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるために提案するものでございます。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。平成17年3月25日提出、壱岐市長長田徹。

記。住所、長崎県壱岐市郷ノ浦町若松触852番地1。氏名、山川和夫（昭和15年12月15日生）。

提案理由、人権擁護委員松尾寮子氏が平成17年6月30日をもって任期満了となるので、その後任として山川和夫氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため提案するものでございます。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。平成17年3月25日提出、壱岐市長長田徹。

住所、長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触692番地4。氏名、平田タカ子（昭和18年7月27日生）。

提案理由、人権擁護委員平田タカ子氏が平成17年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるために提案するものでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のため、休憩に入ります。

午前11時37分休憩

午後1時10分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

これから議案第49号芦辺港ターミナルビル新築工事（本体工事）請負契約の締結について質疑を行います。質疑はありますか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 説明を受けましたが、この資料についてちょっとお尋ねをいたします。

説明資料、入札の業者が全社共同企業体で参加をしておりますが、なぜそういうふうになされたのか、それが聞きたいのと。

もう一点は、入札の状況の中で、資料によれば第2回入札とありますが、第1回目が何で載ら

ないのか。

それともう一つは、末永部長の説明の中で十分私が聞き取りにくかったのは、現在は3月の25日でありますし、当然17年度の事業として予定はしてありましたが、繰越明許に持ち込まなければならないのは理解できるわけですが、私の聞き違いであれば撤回をしますが、議会にかけなくてもいい部分があったやに聞き取れましたが、その3点について答弁を求めます。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 60番、原田議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点は、共同企業体になぜしたのかということが1点、第2点目は、入札状況の1回目がか載っておらないのはなぜか、それから、第3点目は、工期が17年3月31日までとなっていることについての3点だったと思いますが、まず、共同企業体にした理由でございますが、共同企業体にいたしました理由は、御承知のように3億円規模の建物でございます。そうしたこともありまして、入札の業者の選定に当たって16年度中は持ち寄り予算のために、各町の事業は旧町で指名業者を選定された業者で入札をすると、こういうふうな指名委員会の選定でございます。そうしたこともありまして、まず、この建物の規模が旧町の業者だけについては少し技術的に困難な部分がありますということがまず1点でございます。

そうしたことで技術力を補うためにはそれなりの業者と、それから、地元の業者を組み合わせるという形で、共同企業体という組み合わせを持ったところです。そうしたところで、まず、Aグループの考え方を壱岐市内の特定建設業許可の中で、特定建設業の許可をどちらかが有しなければなりません。これはどういう意味かと申しますと、1件の建設工事につき下請に出す金額が建築の場合は、4,500万以上となる場合は、この特定建設業の許可が必要なんです。そうしたことで特定建設業の許可を有する人たちをAグループということで、市内の業者10社を選定をいたしました。

そして、Bグループにつきましては、芦辺町の管内の建築業者ということで組み合わせ入札を市内の業者でと。議会の皆さん方からもなるだけ市内の公共工事は市内の業者でということですので、その趣旨に合わせて組み合わせをいたしまして入札をしたところです。

それから、2点目の入札回数入札状況でございますが、これにつきましては故意にということとはございませんが、最終結果だけをお示しをしたということございまして、1回目が必要であるということであれば、入札状況につきまして今後庁内で統一をして、最初からの2回目までですので、1回、2回の資料を掲載してお出しするということにしたいと思っております。2回目の最終部分を出せばよろしいかなということで、2回目分だけを出しております。必要であれば、後日1回目も提出をするということで御了解を得たいと思っております。

それから、工期の件でございますが、この工期につきましては一応仮契約の間に、期間でござ

いましたので、まだ予算が承認を得ておりませんでした。そういうこともありまして、既定予算の中での工期ということで17年3月31日、あと1週間程度でございますけれども、仮契約の期間の契約が17年の3月31日でお示しをいたしております。先ほど補正予算の議決をいただきましたので、今から所要の繰り越しの手続をいたします。その繰り越しの手続をいたしまして、先方に正式な契約期間の変更申し込みをいたします。そのときに18年の2月中までの工期に変更するというものでございます。

そして、議会の承認の件でございますけれども、議会の承認案件につきましては、この説明資料のところでお示した部分は新たに議会に報告の必要までの案件にならないということでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 2つはわかりましたが、問題なのは全入札回数の資料を今後は出していただきたい。それはなぜかと申しますと、最終回の入札金額を見ても、これはどうもおかしいなと。おかしいなという点は、談合された経緯が私には見えます。

今ごろは県の人件費、資材、そういうとの基本的データもありますし、島内の建設業者ほとんどが正確な数値がある程度出せる力量があります。そういう中で、最近では以前に比べて非常に少なくなりましたが、入札の回数が多かった場合には、以前はたたき合い、つまり、そういうのが起こった経緯もありますが、それがいいとは決して言いません。言いませんが、少なくとも資料は1回目から載していただかないと、私たちが業者の自分なりの点数つけにも不明確な部分が出てくる、そういうふうに思いますので、今、部長が言われましたように、今後は資料を1回から最後まで載していただくように願いたいと。

終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 1点質問ですが、エレベーターが1基ということです。車いすが1台、中で回転はできるということですが、車いすで自由に甲板に移動できる状況というのは、お年寄りとか、障害者も自由に移動できるということでもあります。

しかし、多客時、夏の多い時期、船からおりて、いかに早くスムーズに、例えば、広場とか駐車場とか、バス、タクシーの場所まで行けるかということが、この辺がどこまで、この視点に立った設計がどこまで反映されているか、ちょっとお聞きをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 車いすの方がエレベーターからおりて、駐車場、あるいはバスまでの範囲でございますが、玄関を出ましてすぐのところにバス停が、バスが停留するというこ

とで、その辺は近くになるたけ体の不自由な方たちが長く歩かないようにという動線で設定はいたしておるつもりでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 今の質問、車いすだけじゃなくて、例えば、多くのお客様が船をおりてばっとなるやないですか。そのときにいかに安全に、早くバス停とか、駐車場とか、広場にたどり着けるかと。例えば、郷ノ浦のターミナルを見てわかるやないですか。結構新しいターミナルですけども、その辺が欠けていると。その辺の設計に対する視点が欠けているということで、なかなかですよ。例えば、エレベーターは10何人乗りでしたけども、一気に全部運べるわけじゃありませんよね。車いすでも一台一台でしょ。1台おりれば、また1台待つわけですから、そんな状況はない、極端にはないと思いますけども、要するに、多くのお客様が船をおりるとき、乗るときは余り関係ないですが、おりるときに、いかに安全にスムーズに行けるかということ、そういうことを視点にどの辺に設計に反映されているのかということです。郷ノ浦のターミナルを比較してみてもわかると思いますが、その辺の答弁をお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） エレベーターと横に階段をセットにしまして、同時に皆さんがおりて、すぐバス停に、広場に出れるように、その辺は配慮して設計をされておりますし、設計もお願いしたところでございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。49番、森山議員。

議員（49番 森山 是蔵君） 私は、基礎のことについてお尋ねをいたします。

かつて公立病院が基礎のことで大変難儀をされたようでございますが、今、芦辺港は埋立地であると思います。設計によりますと7平方メートルに1本のくいを打つ、この強度についてどのくらいの保証があるのか、お尋ねを申し上げます。

それから、もし、そのことが崩れた場合には担保、いわゆる瑕疵担保がどれくらいのことがあるのか、そのことをお尋ねします。

それから、建物でございますが、この間も地震がありました、耐震構造になっておるのか、そのことをお尋ねします。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） まず、瑕疵担保期間、それから、耐震構造、そして、くいの強度でしたか、まず、耐震設計につきましては、最初に御説明を申し上げましたとおりに震度7までの対応で設計をされております。

それから、担保期間は、瑕疵担保は10年の契約書で、10年でございます。

それから、くいの耐用年数と申しますか、建物耐用年数は55年でございますので、くいにつ

きまして、基礎部分につきましても、年限と建物と一緒にの形で設計されております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 49番、森山議員。

議員（49番 森山 是蔵君） ちょっと耐震構造のことをもう少し詳しく説明して下さい。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 地震については震度7までの対応で設計をされております。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 先ほど企業体の組み合わせのことについて説明があったわけですが、このように議会に出される大型工事についてわかるわけですが、特定建設業者、これはわかります。

ただし、Bグループの町内業者を主体に組まれているということでございますが、そうすると今後こういったことが起こってくる場合に、例えば、郷ノ浦町で起こった場合は郷ノ浦町の業者だけという組み合わせになっていくのか。合併したわけですから、もうちょっとそこら辺を考えるべきだという点が1点と。

そして、このような状態をいつまで続けられるのか、お尋ねをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 業者選定の建物の場合、考え方は16年度はもうあと1週間程度で16年度終わるわけですが、仮に来週こういう建物の工事が発注があるとなれば、今のような形で3月31日までは行うということになりますが、新年度につきましては、今回の冒頭に市長が申しましたように新たな考え方で臨みたいということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 品川議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。2番、町田議員。

議員（2番 町田 光浩君） 1点お伺いしたいと思います。

この図面を見ると、当初計画されているようにジェットfoilもこちら側に待合所をつくって離発着を利用されるような形に持っていくというような計画になっているようなんですが、待合所と船が着く岸壁の間、今、砂置き場になってます。これに対する対策とか、見通しとかというのをお持ちであれば、お聞かせ願いたいんですが。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 高速船の対応につきましては、図面にお示しをいたしておりますように高速船のジェットfoilの待合室として可能対応の建物としておるわけですが、おっしゃるように表玄関に砂揚げをやっておるわけですが、砂揚げ場が今のと

ころネックになっておりまして、今回はジェットフォイルの施設を同時に設置するということができないわけでございます。そうしたことで一応砂揚げ場の移転の見通しが立った時点で、県の港でもありますし、長崎県と協議をしてジェットフォイルの高速船の施設を御相談を申し上げたいと、こういうふうに思っております。現在のところは、この建物自体がジェットフォイルの施設を入れたB/Cの構造となっております。B/Cと言いますのは、費用対効果を加味した施設をつくらなければならなかったものですから、そうしないと補助対象にならないということだったので、ジェットフォイルの待合所機能を持たせております。

しかし、先ほど説明いたしましたように諸般の砂揚げ場等の移転が早急にできなかったということもありまして、そういうものがめどが立ちそうになったところで県と協議して、それなりの機能が出る施設として県と協議して要望したいということでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 2番、町田議員。

議員（2番 町田 光浩君） まだ見通しも全然立たない状況なのですか、いつぐらいまでにとかという見通しは。見通しが全然立たない状況であれば、それまでは待合室ができて、ここはしばらくはつくただけで、何も活用しないという状況になるんでしょうか、それとも別の何かしばらく当面の間の利用法なんかも考えていらっしゃるんでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 産業経済部長。

産業経済部長（末永 榮幸君） 砂の採取につきましては御承知のように今の400万立米から5年間で300万立米に壱岐の採砂の量が減ってまいります。そうしますと市内に、各施設に余剰地がある程度できるのではなからうかと、こういうふうに推察をいたしております。そうしたことで、全体的な砂の置き場の考えを徐々に考えて、そうすると観光立島として進める玄関口の扱い方がおのずとわかってくるのではなからうかと思っております。そうしたことを港湾整備委員会等でお諮りをして、御意見をいただきながら、この砂移転についてはめどを立てたいなあと、こういうふうに思っております。

そして、ターミナルビルの中のジェットフォイルの施設の余剰期間があると、そのとおりでございます。これにつきましては着工して1年間、時間がありますので、一応補助申請中はジェットフォイルの待合室ということで認可を得ておりますので、建築後の活用につきましてはいろいろの地域の即売施設なり、地域の方々、あるいは市内のいろいろな発表の場として利用するというようなことは検討を内部ではいたしております。これを遊ばせる手はなからうと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑がないようですので、議案第49号についての質疑を終わります。

次に、同意第1号教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、同意第1号についての質疑を終わります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、諮問第1号について質疑を終わります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、諮問第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号芦辺港ターミナルビル新築工事（本体工事）請負契約の締結についてから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号から諮問第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第49号芦辺港ターミナルビル新築工事（本体工事）請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。議案第49号芦辺港ターミナルビル新築工事（本体工事）請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第49号芦辺港ターミナルビル新築工事（本体工事）請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。同意第1号教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、これに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、これに了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

・ ・

日程第51．原の辻遺跡に関する調査特別委員会中間報告について

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第51、原の辻遺跡に関する調査特別委員会中間報告の申し出がありますので、これを許します。特別委員長、橋本議員。

原の辻遺跡に関する調査特別委員長（橋本 早苗君） 原の辻遺跡に関する調査特別委員会の中間報告をいたします。

昨年未に設置されました原の辻遺跡に関する調査特別委員会は、本日までに2回開催をいたしました。

初回は1月25日であります。これまでの経過、整備基本計画案、今後のスケジュールについて質疑を交わしたところであります。概略は、財源については特例債、復元整備補助、まちづくり交付金等を研究している。民間の活力を活用する。維持管理費は事業費の5%から10%と考える。災害指定地はボーリング調査済みである。2ヘクタールの用地と造成で苦慮している。整備基本計画案については公表前、公表が1月31日で行いましたので、公表前ということで慎重な説明に終始し、事業費、維持管理費、財源等についても、明確な説明には至りませんでした。

本委員会の調査目的を確認するとともに、次回は事業費等についてたゞす旨の意思統一を図ったところでありませう。

第2回は2月22日に開催をいたしました。原の辻遺跡復元整備事業の現況と今後について、2番目に、市民説明会の概要について、3番目に、類似施設の概要について質疑を交わしたところでありませう。総工費の50%、約10億円の持ち出しになるであらう。墓域との連結は圃場整備地区があつて、直接結べない。案内施設等を入れてつなくことになるであらう。駐車場の整備は多目的広場や案内施設に組み込む予定である。文化庁の50%というのは内定である。人件費については、文化財課より配当し、委託は二、三人であらう。一体化として考えていきたい。入場料の問題については、通年型の施設、修学旅行等の雨天対策等について工夫を要する。22年度以降は船着き場等の整備を予定している。保存整備委員会や文化庁も入ると。原の辻に限らず、予算の使い方に疑問を感じる。積算単価が高いのではないかという声もありました。市民の声をしっかりと吸い上げ、地域をもっと盛り上げるような方策が必要ではないか。市民説明会については、厳しい意見も多数あつたということでございませう。厳しい財政状況の中、多額の持ち出しを考えるとときに慎重な計画が必要である。建設費、維持管理費とも県及び国の事業として取り組んでもらうべく早急に対策を講ずる旨、共通理解を図ったところございませう。

以上でございませう。

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありませうか。ありませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようございませうので、原の辻遺跡に関する調査特別委員会中間報告を終わります。

日程第52・発議第1号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第52、発議第1号壱岐市議会の解散に関する決議を議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めませう。8番、町田正一議員、お願いしましませう。

議員（8番 町田 正一君） 発議第1号壱岐市議会の解散決議、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づいて、壱岐市議会を解散する。

以上、決議する。平成17年3月25日、壱岐市議会。

提出の理由、私たちの壱岐市が4町の垣根を越えて合併し、1年が過ぎました。本年度の予算も基金を取り崩してやっと確保できた状態であり、多くの議員が今定例会の一般質問でも財政の厳しさと行財政改革の必要性を訴えられました。

そして、我が身を振り返ってみるとき、2年間の在任特例と62名という議員数、これこそが行政改革の第一歩であると考えました。「まず隗より始めよ」です。また、市民の大多数の意見、負託にもこたえる義務もあります。今、壱岐市民は不況から来る生活苦、職がなく不漁続きで、毎日の生活の維持すら窮している人々もいます。このような状況の中、どのような理屈をつけようとも、どんな正当な主張を議員がしようとも、市民は心からその主張には耳を傾けてくれません。介護保険を初め、既に幾つかの税は市民にさらなる負担をお願いしなければならない状況であります。本会議で本年度の予算も可決されました。今後の壱岐市の未来は、本来の定数である26名の議員によって決定していくべきです。

在任特例を適用した合併協議会の決定を受けて、来年の2月まで議員としてその任を全うし、山積する諸問題の解決に向けて職責を果たすことも当然だと考えますが、現下の壱岐市の財政状況を深慮するとき、行政改革の推進を提言する立場にある一議員として賛同議員の理解を求め、断腸の思いをもって本議案を提案する次第であります。

ついこの間、地震がありました。考えましたけども、芦辺町、石田町は多大の被害を受けました。そのときに私は思いました。芦辺町で被害があるときは、合併したんだから、ほかの3町の人は助けてくれるだろう。もし、勝本町で何かあったら、ほかの3町がまとまって援助するだろう。それこそが合併した大きな一つの目的です。どうか議員の皆さん、議員を志したあの最初の熱い思いをもう一度よみがえらせてください。

提出者、壱岐市議会議員町田正一、賛成者、壱岐市議会議員菊田光孝、小金丸益明、深見義輝、坂本拓史、平尾典子、今西菊乃、市山和幸、田原輝男、立石和生、坂口健好志、富田邦博、山下正業、中村出征雄、立川省司、鶴瀬和博、東谷伸、小園寛昭、山内道夫、江川漣、大浦利貞、榊原伸、吉田寛、吉富忠臣、近藤団一、以上24名。（拍手）

議長（瀬戸口和幸君） 静粛に願います。（拍手）静粛に願います。拍手はやめてください。

これから発議第1号壱岐市議会の解散に関する決議について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。25番、馬場議員。

議員（25番 馬場 忠裕君） 私は、本案に反対をいたします。

まず第1に、現在、原の辻を初め、新病院、新庁舎等の重要案件を特別委員会を設け審議中があります。ここで解散ということになりますと、また新メンバーにより一からの出直しを余儀なくされることになり、さらに、一番大切なこの時期に選挙のための空白の1カ月が生じ、議会のチェック機能を半ば放棄することになるのではないのでしょうか。

第2に、壱岐市の未来は新しく選出される26名によって担われるべきだと言っておられるが、4町が合併してまだ1年、私は3町のことはわからないことだらけです。我々はただいま他3町のとってこられた施策、経緯等を研修中であります。選挙になれば、4町に応分の議員数が振り分けられるわけではないのですから、場合によっては極端に選出議員の少ない町もできる可能性もあります。ですから、この残りの期間を有効に使って、議員それぞれが壱岐市全体の理解を深め、その上で新体制での議員活動に生かしていかなければならないのではないのでしょうか。

第3に、議員報酬に係る経費の問題ですが、提案議員も一番の問題とし、新聞報道でも大きく取り上げられておりますが、予算削減のためであれば、議員報酬をカットすればいいではないですか。今、議会を解散して1億円削減されるのであれば、その分、議員の報酬を減らして、それに充てれば事足りるのではないかと思います。解散などと言わんで、議員報酬を削減すればいいと思います。

以上、3つの理由から本案に反対するものでありますが、私もまるっきり解散に反対するというわけではありません。せめて継続審議中の重要案件が、目鼻がつくまでは準備期間が必要であると思います。これが今回提案をして6月とか、9月とかの解散というのであれば、市民病院も開設しますし、原の辻の方も一応の方向づけは出てくるでしょうから、一段落と言えらと思います。そうなれば改めて市民の審判を受け、新体制で臨むのが本来の姿かと思います。しかし、今の時点ではデメリットの方が多過ぎると考えます。ただいまこの時点での議会解散はするべきではないと私は思います。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本議案に対して賛成の方の討論を許します。24番、東谷議員。

議員（24番 東谷 伸君） 私は、この発議において賛成の討論をいたします。

当初私は、消極的賛成でございました。それは何でかと申しますと、やはり今の時期果たしてこのときに解散して大丈夫なのかなと思いました。

しかし、その中で、町田議員、そして、平尾議員が決意をし、そして、記者会見をいたしました。本当にこのときに、私は一石を投じたのではないかなと思えます。

しかし、その波は、そのときはまださざ波でございました。小さいものであったと思います。で、私は、町田議員や平尾議員とも議論する中で、その言動において非常に憤りを感じたときもありました。顔も見たくないときもございました。その中に同僚議員と話をしていく中で、時期や、そして、その過程において多少の不満はあろうが、このときは議員たる者、大義に立ってこの状況をよく考え、深く考え、そして、協議をし、これに賛同していこうではないかと。私の心は正直言いまして、そのとき激しく動揺いたしました。夜も眠ることはできませんでした。3日たち、4日たち、私の心は動揺し、そして、自分の心自体も收拾できないような、そういう心情

も通過してまいりました。

その中で、私は一番最初に町議会として立候補したときに、弱い立場の声を行政に伝えていきたい、住民の声をでき得る限り伝えていきたい、6年間頑張っただけでまいりました。その中で、やはり私はどちらかといえば、選挙に弱い。できればあと1年全うしていききたいという気持ちもございましたが、しかし、住民の気持ちを思えば、このときにこそ公的な立場である議会議員としての立場を重んずるときに、この時期にしかみずからの意思で議会を解散する機会はないと思い、こうして賛成の討論の場に立ちました。ここに賛成議員として24名おりますが、さまざまな心情で、まだ心の動揺も隠せない方もいらっしゃるでしょう。

そして、賛成をしたいけれども、名前は出したいくない。中には、このときに議会を引退しようとしておられる先輩議員もいらっしゃると思います。私は2年前、ある先輩議員の声を聞きました。「東谷君、議員に出馬するよりも引退の決意をする方がよっぽど大変なんだよ」、そのときはわかりませんでした。私は2年がたち、この場を迎えまして、その先輩議員の心情の一端はわかるようになりました。今、先輩議員、引退を考えておられる方もいらっしゃることでしょう。私は、今43歳です。引退を考えておられる先生方は70を超えておられます。その心情の一端は私もわかると思います。吉野市議会議員は今日まで住民投票もなく、そして、今日までやってまいりました。それは皆さん方が真のリーダーであり、そして、住民の意見を行政に訴えてきたその実績であると思います。

しかし、このときにおいて決断を誤れば、そのリーダーの位置は危ういものになっていくと思われれます。リーダーがほかにあらわれてくるかもしれません。私は、議員みずからが進退においてはみずからで決定すべきだと思います。そして、本来の真のリーダーであるのは議会議員であると思います。私は、皆様方お一人お一人の心情において本当に決断をしていただきたいと思っております。

そして最後に、私は、議員皆様方が今でも、今後においても真のリーダーであることを信じております。

以上で賛成の討論を終わります。(拍手)

議長(瀬戸口和幸君) 先ほども申し上げましたように拍手等は御遠慮ください。(「いいじゃないか」と呼ぶ者あり) 会議規則を読んでもらいたいです。(「そんなもの読んでもいいんじゃない」と呼ぶ者あり)(「静かにせい」と呼ぶ者あり) 静かに願います。静粛に願います。

次は、本議案に対し反対の方の討論を許します。60番、原田議員。

議員(60番 原田 武士君) 議会解散の提案がされましたが、先ほど馬場議員も言われたように何で今、解散しなければならないのか、私には全くわかりません。議会の在任特例で私たちは現在、議員であるわけですが、この問題は今ここで論議する問題ではなかったはずで、少な

くとも壱岐の合併が県の思惑に乗って、島民の賛成する人たちが住民発議で宣伝活動を行い、その中で合併協議会が設置されました。

勝本町議会では丸半年以上をつぶして合併の調査特別委員会をつくり、そして、一つ一つの問題を点検をしてみいました。在任特例はどうして生まれたか、それは合併協議会が進む中で、これを外せば4町の合併が難しいという判断に立たれた元4人の町長の肝いりで、議会の代表である各町3名の議員の方々は、全部じゃありませんでしたが、合併を機に住民の数に応じた自治法が定める26名で出発をすべきだと、そういう要求をし、論議がされましたが、結局、合併協議会の委員の同意を得ることができず、町長等の工作もあって在任特例が決定され、選挙の方法についても小選挙区制は設けず、壱岐一円の選挙区に持っていった、そういう過程の中で我々は市の議員となったわけです。

提案者が言われる市の財政が苦しいから、議会も協力する意味で議員定数を減らして歳費の削減を図ろう、そういう御提案でございますが、皆さん方は計算をされましたか。今から約8カ月ぐらいになりますか　　までの間の議員の歳費等解散したことによって新たに生ずる市の負担、それをトータルで考えますと、解散した方がわずかにいいぐらいの数値しか出てまいりません。そこら辺を十分認識される必要があります。

私たちは勝本町の合併問題特別委員会の委員でもありましたが、4町の財政状況を決算書、予算書を含めて調べまして、一番合併しなければならない状況に追い込まれていたのは失礼ですけど、郷ノ浦町なんです。問題点は何か、私、去年の3月以降しばしば指摘をしてみましたが、また、今度の予算審議の中で、決算特別委員会では市内の滞納者、滞納額、今後の滞納に対する対応、特に、4町が合併しても、赤字の行政体質は当面続く。その主なものは先ほど申し上げました滞納額の一番多い郷ノ浦町、加えて私たちが指摘をしておりました問題は、郷ノ浦町の公共下水道工事そのものにある。こういう状態で合併すれば、郷ノ浦町の町民にとってはプラスの面が出てきても、ほかの3町は決していい点はないと、当分の間は。そういう結論の中で反対をしてきたわけです。

ところが、合併してどうであったか、この1年間正直言って郷ノ浦町の積み残した問題の解決で今日まで来たと私は言えると思います。特に、島民にとって許されない問題は公共下水道工事、いわゆる都市計画法に基づく当然財政の苦しい市町村は徴収しなければならない都市計画税すら合併前に廃止をしたではありませんか。年間収入、税収入約5,200万円ですよ。

議長（瀬戸口和幸君） 原田議員、本議案の討論の方に戻してください。

議員（60番 原田 武士君） 反対するための理由で述べております。

したがって、年収5,200万円の税源不足、私は、去年の3月議会から本定例議会までこの問題を復帰させるために努力をしてみいました。こういう問題こそが議会皆さん方がやらなけ

ればいけない一番大事な問題であると。私は今後も実現のためにやりますけれど、議員である以上、こういった間違った、合併協議会の決定にも違反し、しかも、当然取らなければいけない税収をそのままにしておく議会の姿は正常ではありません。こういう問題こそ議会が全員一致して復帰させるべきです。

次に、馬場議員も述べられましたが、庁舎の特別委員会、病院の建設特別委員会、原の辻の特別委員会、まだ道半ばです。病院の開院は新聞報道による記事が原因で、病院の外科医師が引き揚げられることになっておりますし、あとの手だてもまだ十分ではありません。この病院も5月には開院する。今の提案を議会が承認しますと、議員、議会不在の開院式です。全国にも例がない。庁舎の建設委員会についても、委員長は6月中には調査委員会の結論を議会に出したいと、そのように報告をされております。そういう中で、来年の選挙目当てと思われるような議会解散のパフォーマンスはやめてもらいたい。私は合併協議会で決められた、その枠の中でしか私たちの責任は果たせないと思います。今、議員を辞職することは住民から与えられた任務の放棄にもつながるといふに私は確信をしております。そういう意味で、私は本案に対して反対をするものであります。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本議案に対し賛成の方の討論を許します。27番、小園議員。

議員（27番 小園 寛昭君） 本発議に賛成をした議員でございますので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

発議者の町田議員並びに平尾議員から本発議に賛成をしてもらいたい旨のお話がありました。私は、2点ほどちゅうちょがございまして、即答は避けたわけでございます。

その1つは、旧4町の合併協議会において在任特例が採用されまして、来年の2月まで今の私たち議員は任期期間がある、その中で解散をするのがどうであろうかというのが1つでありました。この点につきましては非常に難しい判断であったわけですが、私はこのように整理をしました。合併協議会での決定が必ずしも住民の意思をあらわしていないんじゃないかということです。現在の市民の皆さん方は62名の議員数は多過ぎるといふふうに考えていらっしゃるのではないかとということで、この点についてはクリアをしました。

もう一点は、引退されると思われる議員の皆さんに対してあと10カ月間ほどの任期期間を短縮するわけでございますので、その点がいかがなものかといふふうに考えたわけですが、これについてはやめられる方だけではなくて、続けていかれる方も同じ期間、期間が短縮するわけであります。

したがって、住民が熱望されてる方向で物事を決めていくのが、我々議員の仕事であるといふふうに考えました。先ほど反対討論の中でありもしない旧郷ノ浦町のざん訴を聞こうとは、私は思いもしませんでしたけれども、議員が一番資質として大事なもの、それは何か。常に住民の気

持ちを理解できる、そういった気持ちでいるということが私は一番大事だというふうに思っております。したがって、この発議についても手を挙げて賛成をしたいというふうに思います。

以上です。（拍手）

議長（瀬戸口和幸君） 再三申し上げておりますように、拍手は御遠慮願うことに傍聴規則で決まっております。よろしくお願いいたします。

次は、本議案に対し反対の方の討論を許します。14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） それでは、発議第1号壱岐市議会の解散に関する決議について、反対の立場で討論をいたします。

提出の理由の中にもありますが、「山積する諸問題の解決に向けて職責を果たすことは当然だと考える」とあります。私もそのような考えの中で申し上げますが、現在、先ほどから26番議員あるいは60番議員から話がありますが、壱岐市民病院の開院が5月1日となっております。外科医の医師の確保の問題もあります。

また、特に今、仮庁舎が狭隘であるということの中から、本庁舎の早期建設が必要である。議会といたしましても、12月の議会で特別委員会を設置いたしまして、早く庁舎建設をするように今年の6月には特別委員会の報告もなし、理事者へ何らかの対応を早急に9月の定例議会でも提案してもらいたいということ、そういう時期でもあります。

また、原の辻の遺跡の全体計画も現在、検討されている中で、先ほどから調査特別委員会で中間報告もありましたように現在、検討は進められております。そういう理由の中から、現在、今回で解散するということにつきましては承認できません。

よって、議会の解散に対しましては反対といたします。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本議案に対し賛成の方の討論を許します。51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 私は、本案に賛成の立場です。

本来議員は住民の代表者であり、住民の代弁者であります。その中で、民意、住民の意見を重要視することは一番大切なことでもあります。今現在、10人が10人の市民の皆さんに聞いても、「議員は多過ぎる、歳費のむだ遣い」というような意見が全部です。この中で、私も今回賛成の方に回りました。今、反対討論で2名の方が言われました。確かにおっしゃることもわかります。しかし、住民の意見が議会は解散しろということでもありますから、私もそれに賛成をしている立場であります。

また、先ほど反対の中で郷ノ浦町の都市計画税、公共下水道ありましたが、都市計画税はこの10数年、不公平税制の中で住民の意見、公民館の意見、そういうもろもろのことがあって、町長も議会も理解をして、賛同をして廃止に至ったわけでございます。公共下水道については、壱岐の自然を守る、ただ郷ノ浦の自然だけじゃありません。壱岐の自然を守る観点に立って

進められている事業であります。特に、郷ノ浦は官公庁が多いわけで、その分やはり汚水が海に流れ込む状況も多いわけでございます。そういう中で進められた事業でありますので、決して郷ノ浦町が特にお金を使っているという状況ではありません。

以上で賛成の討論を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本議案に対して反対の方の討論を許します。49番、森山議員。

議員（49番 森山 是蔵君） 私は、反対の立場から討論をいたしたいと思います。

いろいろと御意見があると思いますが、私は、解散の賛成については、私は余りよくないだろう、こういうふうに思います。したがって、我々議員がなぜこの場にいるか、そして、なぜ解散しなければいけないのか、そういうことが議論の中心になると、私は思っております。そういう意味で今から私の理由を申し上げます。

まず、提案された趣旨については、私は原則的には否定するつもりはございません。それは合併というものが財政再建であったからです。そういう意味で、私は否定はいたしません。

しかし、過去1年間私も議員として、その中でやってきたわけでございますが、また、議会の存在、また、議会の価値、そういうものが一向に議論された覚えはないわけです。そういうことを思いますと、今日提案されております議会解散のことは生意気なことを申し上げるわけでございますが、私は市民に対する一種のパフォーマンスだろう、そういうような気がいたします。すなわち、私は憲法が保障いたしております議会制民主主義、そして、地方自治、その原則は住民の参加を含めて、その過程の中で本当に議会というものが存在するわけでございます。

そういう意味では、私は合併協議会というものが過去2年間にわたって行われてきたわけでございますが、曲がりなりにも合併特例というものがあって、合併という一つの目標に近づいたわけでございます。これは決議案に書いております「隗より始めよ」ということです。まさしく合併という目的に隗より始めたわけでございます。私は勝本の人間でございますけれども、さっき原田君が申しあげましたように特例がなくては、私は合併は不可能だったと。いわゆる勝本町議会が僅差でもって合併を承認したわけでございますので、特例がないということになれば、私は合併は実現していないというふうに思っております。

この議論の中で議員の数については、合併協議会という中で議員の数がそのときからわかっていたわけです。そのことが一言も異論として出てこなかった。これは不思議なんです。これは、私は壱岐というものが今の議員の 今62名、各町の議員でございますが、その議員に初めて均衡ある発展、均衡ある行政、そのことを私は市民が託されたというふうに思っております。

ここに書いてございます。ちょっと読み上げますが、「どのような理屈をつけようとも、どんな正当な主張を議員がしようとも、市民は心からその主張には耳を傾けてはくれません」、これはどういう意味なのか。私は逆に言えば、議員が市民の中に入っていったいないということを証

明していると思います。そういう意味でも、私は、もし、26人になった場合には、本当にそのような議員が生まれるのか不安でもあり、また、期待をするものでもあります。

で、提案されたことは、私はわからないわけではございませんが、残された1年間に私たちに与えられたことは重大であります。今、数人の方が反対、賛成、それぞれ申し上げられましたが、私はこのことは決して、この事業を取り組んでいくためには決して先送りはできない。住民の納得する26人の受け皿、それをつくっていきたいというふうに思っております。まず、そういう意味から反対の討論にかえます。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本議案に対し賛成の方の討論を許します。1番、菊田議員。

議員（1番 菊田 光孝君） 私は、本案に対し賛成の立場で討論をします。

個人的には在任特例が認められている残り1年間、1日でも長く1期目の議員として在任し、議員としての質を磨き、勉強したいと思っているのが本音です。

がしかし、先ほどから先輩議員が賛成討論で申し上げられましたとおり、我々議員がまず何よりも市民の意見を真剣にかつ誠実に酌み取り、その負託にこたえる義務があるのではないのでしょうか。私的な心情より、まず優先すべきは市民の意思であります。旧4町が合併し、市議会がスタートしてから幾度となく62名は多過ぎるという意見を耳にしてきました。市民の代表である我々は、理由のいかんを問わず、住民の意思を尊重するという審議を全うすることが第1の職責であると私は思います。

また、市長を初め、執行部も現在、60名ですが、60名の議員に対する対応、それと26名の議員に対する対応では時間的拘束やその心労の度合いもかなりの差があると思われれます。その分、本来の職務の遂行に支障を来し、住民サービスの低下を招いているやもしれません。一刻も早く26名で円滑な議会運営を目指すべきではないでしょうか。財政面の問題も含めて、以上の理由から本案に賛成します。

また、この後行われる採決では、我々が投じる1票というのはあくまでも住民の立場に立った1票でなければならないということをつけ加えて、私の賛成討論を終わります。（拍手）

議長（瀬戸口和幸君） 再三お願いしておりますので、拍手は御遠慮ください。申しわけありませんが、今、拍手をされた方は退場をお願いします。

次は、本議案に対し反対の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。

この採決は無記名投票で行います。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 27番、小園議員。

議員（27番 小園 寛昭君） 無記名の意思表示には反対であります。

したがいまして、記名投票で正々堂々とやっていただきたい。

終わります。（「賛成」「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの無記名投票の採決の宣告に対し、小園議員ほかから記名投票の要求がありましたので、いずれの方法によるかを、会議規則第71条第2項の規定により、無記名投票で採決します。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの出席議員数は60人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に21番、立川省司議員及び22番、鶴瀬和博議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（瀬戸口和幸君） 投票用紙を配付していますので、ちょっとお待ちください。（「議長、傍聴席が騒がしくて、こちら聞こえませんから、注意してください」と呼ぶ者あり）はい。

念のため申し上げます。無記名投票に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。よろしいでしょうか。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（瀬戸口和幸君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

事務局長（川富兵右エ門君） それでは読み上げますので、順次投票願います。なお、投票に当っては、議員席から向って右側の階段から登壇され、投票のあと左側の階段から降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	菊田 光孝議員	2番	町田 光浩議員
3番	小金丸益明議員	4番	深見 義輝議員
5番	坂本 拓史議員	6番	今西 徹也議員

7番	平尾 典子議員	8番	町田 正一議員
9番	今西 菊乃議員	10番	市山 和幸議員
11番	田原 輝男議員	12番	長島 清和議員
13番	山下 澄夫議員	14番	豊坂 敏文議員
15番	富田 邦博議員	16番	山下 正業議員
17番	立石 和生議員	18番	坂口健好志議員
19番	中村出征雄議員	20番	橋本 早苗議員
21番	立川 省司議員	22番	鵜瀬 和博議員
23番	中田 恭一議員	24番	東谷 伸議員
25番	馬場 忠裕議員	26番	久間 進議員
27番	小園 寛昭議員	28番	眞弓 倉夫議員
29番	大久保洪昭議員	30番	山内 道夫議員
31番	江川 漣議員	32番	西村 勝人議員
33番	大浦 利貞議員	34番	榊原 伸議員
35番	長岡 末大議員	36番	酒井 昇議員
37番	久間 初子議員	38番	浦瀬 繁博議員
39番	未永 浩議員	40番	倉元 強弘議員
41番	横山 重光議員	43番	平畑 光議員
44番	吉田 寛議員	45番	吉富 忠臣議員
46番	佐野 寛和議員	48番	永田 實議員
49番	森山 是蔵議員	50番	山川 峯男議員
51番	近藤 団一議員	52番	牧永 護議員
53番	品川 洋毅議員	54番	長山 茂彌議員
55番	川谷 力雄議員	56番	赤木 英機議員
57番	中村 瞳議員	58番	入江 忠幸議員
59番	立石 一郎議員	60番	原田 武士議員
61番	深見 忠生議員		

.....

議長（瀬戸口和幸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。21番、立川省司議員及び22番、鵜瀬和博議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（瀬戸口和幸君） 投票の結果を報告します。

投票総数59票、有効投票59票、無効投票ゼロです。有効投票のうち賛成32票、反対27票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、無記名投票で採決します。

ただいまの出席議員数は60人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に21番、立川省司議員及び22番、鵜瀬和博議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（瀬戸口和幸君） 念のため申し上げます。吉岐市議会の解散決議に賛成とする方は賛成、反対とする方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（瀬戸口和幸君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願います。

事務局長（川富兵右エ門君） それでは読み上げますので、順次投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	菊田 光孝議員	2番	町田 光浩議員
3番	小金丸益明議員	4番	深見 義輝議員
5番	坂本 拓史議員	6番	今西 徹也議員
7番	平尾 典子議員	8番	町田 正一議員
9番	今西 菊乃議員	10番	市山 和幸議員
11番	田原 輝男議員	12番	長島 清和議員
13番	山下 澄夫議員	14番	豊坂 敏文議員
15番	富田 邦博議員	16番	山下 正業議員

17番	立石 和生議員	18番	坂口健好志議員
19番	中村出征雄議員	20番	橋本 早苗議員
21番	立川 省司議員	22番	鵜瀬 和博議員
23番	中田 恭一議員	24番	東谷 伸議員
25番	馬場 忠裕議員	26番	久間 進議員
27番	小園 寛昭議員	28番	眞弓 倉夫議員
29番	大久保洪昭議員	30番	山内 道夫議員
31番	江川 漣議員	32番	西村 勝人議員
33番	大浦 利貞議員	34番	榊原 伸議員
35番	長岡 末大議員	36番	酒井 昇議員
37番	久間 初子議員	38番	浦瀬 繁博議員
39番	末永 浩議員	40番	倉元 強弘議員
41番	横山 重光議員	43番	平畑 光議員
44番	吉田 寛議員	45番	吉富 忠臣議員
46番	佐野 寛和議員	48番	永田 實議員
49番	森山 是蔵議員	50番	山川 峯男議員
51番	近藤 団一議員	52番	牧永 護議員
53番	品川 洋毅議員	54番	長山 茂彌議員
55番	川谷 力雄議員	56番	赤木 英機議員
57番	中村 瞳議員	58番	入江 忠幸議員
59番	立石 一郎議員	60番	原田 武士議員
61番	深見 忠生議員	62番	瀬戸口和幸議員

.....
議長（瀬戸口和幸君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。21番、立川省司議員及び22番、鵜瀬和博議員開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（瀬戸口和幸君） 念のため申し上げます。本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定によって、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は60名であり、議員数の4分の3以上です。また、出席議員の5分の4は48人です。

投票の結果を報告します。投票総数60票、賛成29票、反対31票。

以上のとおり、賛成は5分の4に達しません。したがって、発議第1号吉岐市議会の解散に関する決議は否決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（瀬戸口和幸君） ここでしばらく休憩します。

午後3時09分休憩

.....
午後3時20分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

日程第53．委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

議長（瀬戸口和幸君） ここでお諮りします。ただいまお手元に配付しておりますとおり、本日の日程に議事日程第6号の1を追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。よって、議事日程第6号の1を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第53、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長、吉岐公立病院建設調査特別委員長、原の辻遺跡に関する調査特別委員長及び市庁舎建設調査特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第54．議員派遣の件

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第54、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されました。

ここでお諮りいたします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第143条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了しました。

ここで長田市長よりあいさつの申し出がありますので許します。長田市長。

市長（長田 徹君） 議会閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員皆様には3月4日から22日間にわたり、議案等につきまして慎重に御審議をいただきましてまことにありがとうございました。原案どおり可決、御承認を賜りまことにありがとうございました。

平成17年度予算を初め今会期中に賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、市勢の一層の発展のために職員一丸となって努力してまいりますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。

簡単ではありますが3月議会定例会の閉会に当たりましてのあいさつといたします。どうも御苦労さまでございました。

議長（瀬戸口和幸君） これをもちまして、平成17年第1回吉岐市議会定例会を閉会いたします。

午後3時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 瀬戸口和幸

署名議員 中村出征雄

署名議員 橋本 早苗